

一般社団法人聖路加看護学会 評議員・役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人聖路加看護学会（以下「この法人」という）の定款第15条第2項に基づき、評議員及び役員の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員)

第2条 理事会は会員の中から3～5名の選挙管理委員を委嘱する。

- 2 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。
- 3 委員会には委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
- 4 選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。
- 5 選挙管理委員の任期は、次期の選挙管理委員選出までの4年とする。
- 6 委員会は、次期改選まで理事および監事の得票順位名簿を保管する。

(評議員の選出)

第3条 評議員は、正会員の中から選挙により選出する。

- 2 評議員数はⅠ．北海道・東北地区、Ⅱ．東京地区(国外を含む)、Ⅲ．東京を除く関東・甲信越地区、Ⅳ．東海・近畿・中国地区、Ⅴ．四国・九州・沖縄地区の5地区に分け、地区の会員20名あたり1名（端数は1名追加）を選出する。
- 3 評議員に欠員を生じたときは、得票順位名簿の中から次点者を繰り上げる。

(役員の選出)

第4条 役員(理事および監事)は、第3条で選出された評議員の中から選挙により選出する。

- 2 役員(理事および監事)に欠損が生じたときは、次点者を繰り上げる。

(選挙権)

第5条 選挙実施年度の会費を6月30日までに納入した会員は、評議員の選挙権を有する。

- 2 評議員は、役員の選挙権を有する。
- 3 名誉会員は選挙権を有しない。

(被選挙権)

第6条 入会年度を含めて3年以上を経過し、一般社団法人聖路加看護学会評議員・役員選挙規程（以下「選挙規程」という。）第5条第1項に該当する会員は、評議員の被選挙権を有する。

(期日の決定)

第7条 選挙期日は、委員会で決定し、会員に告示する。

(名簿)

第8条 理事会は、評議員については定款第15条第3項、役員については定款第28条に基づき、被選挙権を有しない者の名簿を作成し、委員会に名簿作成を依頼する。

- 2 委員会は選挙人名簿、被選挙人名簿、および投票用紙を作成し、理事会に報告する。
- 3 委員会は、選挙人に所属地区の被選挙人名簿を配布する。

(投票)

第9条 選挙人は、被選挙人名簿の中から定められた数の評議員を選出し、所定の投票用紙に記載し、選挙用の封筒を用いて返送する。

(無効票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの
- (2) 外封筒に記名のないもの
- (3) 被選挙権を有しないものを記名したもの
- (4) 消印の有効期限(当日消印有効)を過ぎたもの
- (5) 定数以上に記入したもの
- (6) その他選挙の規定に反するもの

(評議員当選者の決定と報告)

第11条 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選者とする。

- 2 同数の有効投票を得た者については、抽選により投票者を決定する。
- 3 委員長は当選者に通知し、次期評議員の受諾を得る。
- 4 当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。
- 5 委員長は、次期評議員受諾者の名簿を添えて、理事会に報告する。

(役員の選出、決定と報告)

第12条 委員会は、次期役員の被選挙権を有しない者を除く被選挙人名簿を作成し、理事会に報告する。

- 2 委員会は名簿を確認し、次期評議員受諾者に配布する。
- 3 選挙規程第11条によって役員の選出を行い、次期役員受諾者の名簿を添えて、理事会に報告する。

(評議員・理事・監事の就任日)

第13条 評議員・理事・監事の就任日は下記とする。

- (1) 評議員：選挙終了後、翌年度に開催される定時評議員会の日
- (2) 理事・監事：選任された定時評議員会の日

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附則

- ~~1. この規程は、2016（平成28）年6月17日から施行する。~~
- ~~1. この規程は、2020（令和2）年6月12日から施行する。~~
- ~~1. この規程は、2023（令和5）年6月15日から施行する。~~
1. この規程は、2024（令和6）年6月14日から施行する。